



城井壽  
章著

歲時行事

下

76
3233
2



門 70  
號 3233  
卷 2

歳時行事下



神武天皇祭

四月三日

東京 城井壽章著

昭和十六年三月五日  
石澤介吉氏贈

本日ハ 大祖神武天皇の崩御（行）給ひ（給）御

忌日ふれハ宮中よて 御親祭（親）あらせらせ 御祭（祭）の

式（式）ハ上卷の元始祭等（始）又 勅使（勅）を山陵（山）小

發遣（發）幣帛（帛）を奉けらる又地方の長官（長）を始（始）一

同小 畝火山東北陵（畝）小向（向）遥拜（遥）の儀（儀）ありされバ

歳時行事下

一

士庶人小至るまで各其所の神社小詣り遥拜（其式ハ孝明天皇を遥拜せし儀小同）を

べー（其式ハ孝明天皇を遥拜せし儀小同）抑 大祖の御盛徳大業ハ古史

小載る所照然（照然ハ明らかなる）もれば今此小贅（贅ハ余り）する小及ハされ

とも其大畧（大畧ハ大體）を擧（擧ル）て童蒙（童蒙ハ童蒙）小語らん謹（謹ハ敬）て崇（崇ル）むる小

大祖御諱ハ神日本磐余彦火々出見尊（神日本磐余彦火々出見尊）と称

奉（奉ル）る小鷹鷲草葺不合尊（鷹鷲草葺不合尊）の第四此皇子小て御

母ハ玉依姫（玉依姫）といふ御年十五小て太子小立せ

給（給ル）ひ四十五歳小及（及）ひ多（多）す（す）ひ一時小諸皇兄及（及）ひ

皇子等小謂（謂ル）て曰く昔我（我）大祖（大祖）の降臨（降臨）以來時

運鴻荒草昧（運鴻荒草昧）小属（属）一此西の偏（偏）を治（治）りて多（多）く年所

を歴（歴）りり（り）る小遼（遼）遼（遼）の地猶（猶）い（い）ま（ま）く王澤（王澤）小霑（霑）

小遂（遂）小臣（臣）小君（君）あり村小長（長）あら（ら）一各（各）自（自）ら疆（疆）を

分（分）てもて相陵（相陵）轍（轍）小抑（抑）又東小羨（羨）地（地）あり青山四小

周（周）せり（り）と聞（聞）く彼地（彼地）を必（必）小（小）さ（さ）ふ（ふ）以（以）て天業（天業）を（を）成（成）

弘（弘）一て天下小光宅（光宅）をべ（べ）一と（と）か（か）り（り）へり蓋（蓋）十六合

の中心（中心）り何（何）ぞ就（就）て之小都（都）せ（せ）さら（ら）む（む）やとて

天皇親ら諸皇子を帥る舟師を起し東征し吉備  
 國に至り行宮を造り之に居らせ給ひて三年の  
 間舟楫を備へ兵食を畜へ一舉にして天下を平  
 定せんとす戊午春二月 皇師東に向ひ舳舻相  
 接く浪速華の浪の碕に到り流に遡り河内國に  
 至り兵を勦し歩して龍田に赴く道路峻隘し  
 て人並び行ことを得ず還て更に膽駒山を踰て  
 中洲に入るとす時小長髓彦之を閉て盡く属兵

を起し之を孔舎衛坂に徴て與に戦ふ皇兄五瀬  
 命流矢に中りて薨し皇軍進むこと能はば  
 天皇軍を引て名草邑に至り名草戸畔を誅し熊  
 野に抵り海を絶て進む暴風に遇ふ皇兄稻飯命  
 三毛入野命憤慨し自ら海に投せり 天皇皇  
 子手研耳命と與に進て荒坂津に至り丹敷戸畔  
 を誅す又菟田魁師兄猾弟猾を召く弟猾軍門に  
 来り兄猾の逆状を告ぐ 天皇道臣命を遣し

て之を誅せしむ弟猾大小牛酒を設て皇師を犒  
 ふ又國見岳小て八十泉を撃て之を斬り又大舉  
 して礮城彦を攻んとして先使を遣り兄礮城弟  
 礮城を徵す兄礮城命を拒みて應せし弟礮城ハ  
 来り降る因て弟礮城を遣り兄礮城小利害を開  
 示して曉諭せしむとも肯て承伏せざれば撃て之  
 を誅す 天皇五瀬命ウ長髓彦の為小命を隕  
 ちを以て之を殄滅せんとし饒速日の命長髓彦

の稟性憤恨小して教ふべうらさるを知り之を  
 殺し其衆を帥て歸順せし是小於て中洲こしく平  
 定せり乃詔を下して曰く是れ東を征しより茲  
 小六年に及べり皇天の威小頼り以て凶徒戮小  
 就き中洲の地々ましく風塵ふし宜く皇都を恢廓  
 大壯を規摹すべし去るるを今此屯蒙の運小  
 属し民心朴素ふり巢小棲み穴小住むの習俗常  
 とふせり夫大人の制を立る義必し時小随へり

當小山林を披拂ひらきひ宮室みやむらを経營けいゑい一恭こうく寶位ほうゐ小臨せうりん

之こ以もて元々もともとを鎮しづむへ一かの敵傍山たかやまの東南とうなんの檀たん

原はらの地ちへ國くにの境さかい區くふり之これを治をさべ一とて有司ありつか小

命みことして帝宅ていたくを経始けいし一辛酉しんゆうの歲とし春はる正月しょうげつ庚辰かうしんの朔しやく

大位おほゐ小即せ給たまふ時とき小御年みとし五十三いそなり正妃せいひ媛ひめ

踏鞴ふみこ五十いそ鈴媛すずひめ命みことを立て皇后みかぎと一神籬かみかきを建たて八

神かみを祭まつり國家くにを鎮護しんご古史こし所謂すゐ於敵傍之檀原たかやま

也なり太立宮たかたてみや柱はしら於底磐そこい之根ね峻峙たかし博風はくふう於高天原たかまの原而始し

馭く天下あめ之の天皇てんかう之の是こゝなり大位おほゐ小在あり

こと七十六年しちじゅうろくにん小一て春三月十一日はるのしゅがつじゅういちにち檀原たかやまの宮みや小

崩御ほうご一給たまふ即すなはち新曆しんれき小て本日このひ小當あり御壽みこと

百二十七歳ひゃくしちじふしちさいふり敵傍山たかやま東北とうほくの陵のみささぎ小葬くわむる其後そののち千

有餘年あまのむねとしを経へて追謚おひなづ一 神武天皇かむやマトウと称なづけ奉たまり

其廟そのみやを大祖おほいそと号なづけ愚案おろそ事こと追謚おひなづの制せい何なにの朝あそ小

下文武げぶぶまで四十二代しじふにだいの謚おひなづ彌や淡海たんかい三船さんせん等ら撰せんべわとて

れど古事記こじ日本紀にっぽんぎ等ら又またミへざ水みづ和銅わどう養老やうらうのころ謚おひなづ

事こと明あり抑おさ 大祖おほいその業わざを創つくり統とを垂たせ給たまふ

より 皇統連綿として

列聖相繼き今日小

至る 寶祚の長久ふるも實ニ天壤と共ニ窮

りふし今日貴賤となく上下共ニ其深仁厚澤小

沐浴せざるはあし然る小之を忘れて此御忌日

を空しく過せし豈遺憾の至り小あらまや是故

小庚申の歲命ありて遥拝を許されしり苟も志

あらむもの神社小詣り遥拝せべきハ勿論此日

ハ親戚朋友相會し互ニ 神徳を語り我祖宗以

来其厚澤小沐浴し今日まで禽獸野蠻の異類と

群を為すことを免せ文明開化の至治小滋し優

遊逸居まるとを得るも皆是 大祖の皇基

を開き鴻業を建て給ひし小由る所以を厚く感

戴し朝夕淬礪して國恩万分の一も報答し奉ら

むことを念へざるべけむや

愚案をる小 累朝諸陵の荒廢をること歳久

し近世小至り有志の士之を歎息し往て書と

著して此事を論述せり松下秀明細井知慎殊

不甚よまき一きへ 大祖此寢陵の跡さへ分明な

らば或ハ白檮尾上かしのせのへ小ありといふを以て畝火

山の尾なる丸山を陵跡たつせきと一或ハ四条村なる

古墳を以て陵地と一諸説紛々しよせつぶんぶんとして適従てきじゆんを

る所を去らば終小一大ぎんざん疑案ぎあんとふり祭祀まつりを奉

ぜざることに殆どほと数百年不及たふぶ豈闕典あらずの尤甚

敷あもの小あらまや近世水戸烈公齊昭あきあき深く之

を慨歎がいたん一志しばく之を脩理しゆりすべき議ぎを建て閣

老等らうらう一説論せつろんをれども其事行ことハれざりしが文

久年中宇都宮城主戸田越前守忠恕たけふさの支族しそく戸

田大和守忠至おほしゆきまゝ其事を幕府小建たて白しろ一自ら

脩理しゆりせんことを請こひ終小命いのちを得て諸陵しよらうを脩

治ち一谷たに森もり種松ねまつ等と相議あひかた一其陵跡そのらうせきを土民とみ小詢と

ひ之これを舊記きうき小徴ちゆう一搜索さくさく探討たんた至いたらざる所ところなく

遂つひ小大小おほし據よる所ありて土俗つちぞくの神武田かむけと喚よ做せ



を所を以て陵所とせり神武田一ツニ之をミサ  
ンザイといふミサニザイといひミサ、ギとい  
ふの轉音ふり日本書紀ふいふ所の畝火山の  
東北小當りて延喜式小載る所の東西一町南  
北二丁の兆域ふも相合へり其他三ツの確據あ  
るを以て千古の疑團渙然氷釋一此小決定せ  
り是より以来年々勅使を遣り幣帛を奉け  
これを奉祀まゐることいひふせり余嘗て和州

歴遊一諸陵を巡拜一遂小畝火山小登り其所  
謂神武田を望ミ遙拜一て覺えを替然涙下せ  
り一太祖の盛徳大業万世無窮小垂せ民今  
小至り至治の膏澤小浴まゐるハ果一て是き誰  
の賜ぞや柴邦彦の詩小遺陵總ニ向野人求半死  
枯松數畝丘非有 聖神開 帝統争使黎庶脱  
夷流といは是なり今や幸小 聖代小逢遭一  
此盛事を瞻仰まゐることを得とりか此松下秀

明蒲生秀實等をしてこれを見せしむる其感  
喜果して如何そや

神嘗祭 九月十七日

本日ハ古へより神嘗祭として新穀を 皇太神

小奉る祭儀あるかり九月十六日まつ豊受大神

に奉り十七日小 皇太神に奉る都て勅使奉

事ハ皆外官 此時朝夕由貴由貴ハハ齊乃御膳と

て御酒御贄懸税懸税ハハ此祭ハハ新穀の類を

りへくさくの物を奉けて尤も重き祭事なり使の

忌部幣を捧け馬を進り次古ハハ必使の諸王古ハハ必

勅使と入て内院の版位古ハハ必つき使の中臣祝詞を

白くすく神官司も祝詞を宣る其古儀ハ詳小延

喜式江家次第等小見えとり方今も本日ハ勅

使式神頭を發遣幣帛を奉らる又宮中小於て

天皇御逆拜且ツ賢所賢所の御親祭ありせらる

れハ百僚諸有司ハ勿論士庶人も皆一同小其最

寄各地の神社に詣り遙拝せよきあり

愚案をる小神嘗新嘗の祭儀等小古へ必中

臣壽詞を奏し忌部鏡劔を奏せよことくなく

一ハ中臣の遠祖天兒屋命忌部の遠祖太玉命

共小 天祖の側小在て神事を司り 皇孫

降臨ニ及ても猶輔佐し奉り 神武天皇の

御時ニも兒孫命の孫天種子命解除の事を司

り太玉命の孫天雷命天璽鏡劔を捧けてとも

小祭祀の事を司る其遺業を傳へて後世まで

も両家の常職と成りしガ今ハ其事罷りたり

天長節 十一月三日

本日ハ 聖上の御降誕の日を祝し奉りて

萬壽彊り多く 寶祚の窮りなきことハ天と長

く地と久しき意小て天長節と號けしあり古

光仁天皇の朝小天長節あり 續日本紀光仁天皇

感慶 十月十三日ハ是朕生日也 經り此後小至る毎ニ

外百官ハ酒宴ヲを賜ハ小仍テ此日ハ百官ハ酒宴ヲを賜ス  
も天長節ト名ツくといへり  
つりし事あれとも其後ハ寥々トして聞く所な  
く明治紀元ノ冬初ニて慶典ヲを舉ゲて此ノ聖節ヲ  
を祝シ宴ヲを百官ニ賜シ事トハハせり今日ハ聖澤ニ  
沐浴スるとの貴賤トなく此日ハ皆酒ヲを酌ス  
して此聖節ヲ祝スべきことあり

愚案ニて漢土ハ西洋各國ニて其國帝王ハ此  
誕辰ヲを祝スハハるハ漢土ハ隋唐以來ハ殊ニ不

盛クなり唐ノ太宗ノ觀ニ二十年ニ冬ニ巳ニ二月ニ生ル日ヲ祝ス

弘クて祭トと為セども誕ル日ハ別ニて父ノ母ノ不レ祝ス  
恩ハぞとて嘉ヲ樂ヲを賜リ數ニせ唐ノ玄宗ノ開元十

七年ニ帝生日ヲ以テ千秋節ト為シ百官ハ宴ヲを  
賜フ是ハ玄宗ノ八月ニ十五日ニ生ル日ニ故ニ又ハ秋

ハ五行ノ金ノ氣ハあとりて又ハ八月ハ月ノ明  
りたる時也る其意ヲ取テ群臣ニみふ寶鏡ヲを

獻ス其時ノ賢人張九齡ハクリハ千秋ノ金鑑ノ録ヲ

と云ふ書を著し古今天下の治乱盛衰の理を  
 述て鏡小代へ奉りしことあり然る小古へよ  
 り我邦の土民みお巳の生日ハ祝へども 至  
 尊の 御誕辰を賀せしことおきハ一の闕典  
 と謂べし是故小戊辰の歳より天長聖節の嘉  
 儀を 興行せらせ百官渚有司小宴を賜ハる  
 ことハハおせり 近來ハ代價にて今日 中興  
 の隆運小際會し文明至治の澤小沐浴せると

皇の士庶人といへども互に相互小酒を酌て  
 四十御誕辰を祝し奉るべき也

新嘗祭付御告諭 十一月廿三日

本日ハ本年の新穀を 天皇親しく天神地祇  
 小薦め又御親らも之を嘗させ給ふ祭儀ふて古  
 より殊小之を重せらる古しハ中の卯の日を  
 以て 大寶の制ニ十一月下卯を祭日 天皇中和  
 院小 神嘉殿 出御し給ひて御親祭ありまじく神祇官

小てハ三百四座の神を祭らせらるゝ又其明る

日辰の日豊樂殿小出御して大小樂を奏し宴を

群臣小賜ふ豊明の節會是ふり今を此節壽章

謹て案をもる小上古神代の時小 天照大神新

嘗し給ふことあり日本紀神代卷小 天照 又天

稚彦新嘗休卧之時とあり又 仁徳天皇

四十年小當新嘗之月云云又古事記 履中天

皇の條小大嘗而為豊明之恥云云とあり其儀ハ

得て詳フキム小せせといへとも是を小由て之を觀せ

バ其來ること古きかり今此小本年行ハせし

の大畧を述ん午前第十時神殿を鋪設し掃除の

事あり其儀を殿内の四隅木棉を着とる柵を

建て中央八足の枕を置き上米鹽切麻を盛と

る三方を置き其前小後の座を設く次て掌典坐

小着き被の詞を讀畢り米塩切麻を殿の四面

小散を尋て鋪設を撤解除の次第大畧此の如し



々 襖めよといきしを称す諸官貢立つ伶人神楽

歌を奏す是上り先小伶人少掌典二人左右小燭

を乗り中掌典一人蝦蟇槽水木小て製せしを執り

一人ハ多志良加御手水の瓶の水を入せを執り陪膳采

女女中御揚枝管を執る後取の采女御巾管を執

り采女一人つゝ小て神食薦神饌を供する御

食薦御箸管枚手のとあり葉管を執り少掌典一

人宛小て御飯管鮮物管干物管菓子管を執り神

部一人お小て海藻汁漬海藻ハ和布あり鮑汁漬

を執りまと二人宛小て空盃御酒御粥御直會

の八足机を昇くの何きハ是天皇御鹽漱

了て御親ら之を傳進御告文を奏し給ふ御直

會ありまま御鹽漱給ひて此間親王三職以下

拜れ神饌を撤す神昇あり入御を供奉の次

第ハ初の儀小同一又午後第一時より行ハせら

る式もま皆前の儀小同一これハ之を畧し



ぬ

戊辰の冬御告諭あり書ハ庶民の朝ふ々  
ふ主復して心得べき書ふるを以て此小掲

載

新嘗祭の儀ハ先ツ皇國の稻穀を大照大

神の顕見蒼生の食て活べきものふりと詔命あ

りて天上の狭田長田不殖への給ひ一稻を

皇孫降臨の時ふ下へ給へるものふれば此神

恩を忘れ給へし且旱霖の患ふきやうふと神

武天皇以来世々此天皇十一月中の郊の日

不當年の新穀を天神地祇小供せらるる重紀不

て三千年ふ近く行ハせらせ来一祭儀ふり渚般

の事中世以来他邦の風儀も雜せとも神事のこ

へ上古のまゝみて聊も雜駁これなき純粹の古

道ふり十一月朔日より散齋致齋の御齋戒あら

せらば万民御撫恤の為不御祭あらせらるるハ

誠以て難有御儀ふり士庶人ふ至るまで一意に  
 神祇を尊崇せべきふり昔ハ新嘗の日ハ天下一  
 同小戸を閉ち齋戒せしことハ古歌小見見えし  
 り今ハ其仔細も存せし徳小此日を閑過も故小  
 此ニ告諭小及べり今おれくの毎日食ふ所の米  
 穀ハ天祖の賜トのふることを知り御國恩  
 の辱きを辨へ公卿諸侯大夫士庶人ふ至るまで  
 篤く相心得本日ハ潔齋して神祇を拜し五穀豊

熟天下泰平を祈るべきふり寒村僻邑の人民雨  
 と祈り晴を禱も必き感應あり況や天下一同小  
 至尊の御仁旨を體認し奉り共小祈請する  
 小於てハ神祇の眞感必き速なるべきことあり  
 會澤氏曰く食ハ民の天とまゐる所ふれば神代  
 よりして 歴朝の 聖主殊小是を重せら  
 る春ハ萬民の為り小年穀を祈り秋冬ハ萬民  
 の為り天神小報祭し給ふ嘉穀の原ハ 日

の神の種させ給ひしあれば年の九月穀は熟  
 する時先づ神嘗カムヒの祭ありて 皇太神を  
 祭らせらせ十一月に至りて諸國より供進クシンせ  
 る物も備りぬせば 主上自ら天神アメノカミに供せ  
 らせ次々天下に諸神をも祭らせらせて其後  
 主上も新穀をきこしえし群臣も賜  
 へるふり米穀ハ殊カに重カせらるゝふよりて  
 御一代も一度の大祭も此祭ふり國々の人民

各作カクサツる所の米穀諸物を京師キヤウシに送り天神アメノカミに供  
 し奉らんことを奉意ホウイふるべし是コトも由て辱  
 せ至尊ソウオンこれを受取せ給て御飯ミツメ御酒ミツとふして  
 親ミツら 天神アメノカミに供ク給ふハ是万民の 天神アメノカミに  
 報い奉らんことを誠心マコトココロを玉體タマミに負せ給て之  
 を 天神アメノカミに通し給ふ御事なれば天下の臣民  
 も此義マコトを知りて此日コノヒハ神社カミヤに詣り或ハ親  
 戚朋友相會セキケイトウヤウして新穀を嘗カ共ニ 天神アメノカミの深恩フカオン

を謝し奉らんことを思ふべきなりと

愚案はる小會澤氏の草偃和言ハ 王室の

衰へ古儀は廢せし時ハ著し故小其書中ハ

時を慨する此意言外ハ隱然なり然れとも其

立論ハ頗る偉然とるを以て之を摘録し

附せると此の如し嗚呼伯民をして今日ハ

出で中興の盛儀を觀せしむ其感歎并喜也

果して如何なるを知らざるなり

跋樂而

自樞原立極ニ子餘季於茲朝儀然典條往垂之無窮

所謂天尊地卑君臣定者於 皇國乎見之是彼授受易

姓郊禘美法若固不可同日而語也特而其间有沿革隨宜

者有廢興宜常者有古無而今有者是殊非公文所以撰

歲時行事也與或式微之時憂為解之盛也或學莽之

微言闕系儀謹論危言勤王事者間ハ載焉其用心也

厚聖古曰禮之不與衆之而治也其此之謂乎特而王政

復古百廢俱舉之際會皇居罹災仰多輪奐之美伏  
念濟涑之盛儀皆省略是臣子之計不亦學者豈可不  
注意乎今交際盛開萬里海外之人陸續翱翔乎殿陛之  
間苟禮儀一失序則侵侮之漸甚好狎之弊不為無虞亦苟  
乘學者豈忍而忽哉抑宮闈得其度百官得其叙而後天  
禮與天地同節其儀不感使東方黎庶咨嗟仰瞻而有所法  
是所以公久之深期而從事于此歟

明治十年菊月

佐藤元長撰并書



明治八年十二月

版權免許

同十一年七月

開彫

著述并出版人

東京府士族

城井壽章

横山町二丁目

太田金石衛門

神田須田町

太田勘右衛門

業發兌書林

浅草須賀町

松崎半藏

